

## 2-8-2

### 広島修道大学職員倫理綱領

広島修道大学は、修道学園の「道を修める」という建学の精神に基づき、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材養成」を理念に掲げ、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を涵養することを目的とする。

この目的を達成するために、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を全学の教育目標として掲げ、地域社会と連携しながら、この目標の実現に努めるものとする。

大学において大学運営及び教育・研究支援に携わる職員は、本学職員としての誇りをもち、職業倫理の基盤となる基本的人権の尊重と誠実性に立脚しつつ、建学理念の実現に向けて、その職務を遂行することが求められる。

大学職員の職務として、大学運営業務、教育・研究支援業務及び社会的活動がある。本学職員は、本学が私立大学としてその財政的資源の主要部分を学生納付金に依存していることを踏まえ、学生に対する学習支援が第一の責務となることを認識しなければならない。

このような基本的認識に基づいて、本学職員の倫理を以下に示す。

#### 1 大学に対する倫理

本学の職員は、法令及び学内諸規則を誠実に遵守し、教育理念の実現に努める。

- (1) 大学運営及び教育・研究支援業務に携わる職務の重要性と責任を自覚し、その職務を誠実に遂行する。
- (2) 日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を私的な利益のために用いない。
- (3) 学外の業務に従事し、又は事業を営むときは大学の許可を受ける。許可を受けた場合であっても、これによって本務に支障を生じさせない。
- (4) 常に自己研鑽及び業務改革に努めるとともに、大学の新しい価値創造へ積極的に参画する。
- (5) 勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動する。
- (6) 職務上知り得た情報について厳格に管理し、外部への漏洩を防止する。
- (7) 本学における職務遂行について、定期的に評価をうける。
- (8) 公私の別を明らかにして、本学の資源を本来の目的に適うよう活用し、私的利益の

ために用いない。

- (9) インターネットの使用は、業務の目的のみで使用する。
- (10) 業務を遂行する際、取引関係会社等との関係は健全かつ公正なものとする。
- (11) 業務の遂行に際して、必要とされる諸届については、遅滞することなく、所定の手続きに従い関係書類を提出する。
- (12) 管理職の任務に就くときは、関係教職員の倫理意識の向上と人材育成並びに分掌事務の遂行を自らの重要な責務とする。

## 2 学生に対する倫理

本学の職員は、学生の信頼に応え、学生の学習する権利を擁護するとともに、本学が定める教育プログラムに則り、教育支援業務を行う。

- (1) 教育理念の実現に向けて、情熱と責任をもって教育支援業務を行う。
- (2) 学生の人格を重んじ、学生の自由な学習を支援する。
- (3) 自己の業務遂行に対する学生の評価・批判に真摯に対応する。
- (4) 業務の遂行に当たっては、公正及び公平を確保する。
- (5) 学生の個人情報については、特に注意し、過ちのないよう厳格に管理する。
- (6) 権威的な姿勢で学生と接しない。学生に対してその他位を利用したハラスメント等  
人権侵害を行わない。
- (7) 学生やその保証人から金品の授受や贈答・接待を受けない。

## 3 同僚に対する倫理

本学の職員は、教職員を問わず同僚に対し、尊敬の念をもって接し、本学の業務が円滑に遂行できるよう、良好な信頼関係の構築に努める。

- (1) 健全で活気ある教育・研究及び職場環境の維持と改善に努める。
- (2) 同僚教職員の固有の職務を理解し、尊重するとともに、協力して本学の発展に努める。
- (3) 同僚による評価を受け、また同僚に対する評価を公正な視点で誠実に行う。
- (4) 同僚に敬意をもって接し、その人権を侵害しない。
- (5) 同僚間で、誤解を招く恐れのある金品の授受や贈答・接待を受けない。

## 4 社会に対する倫理

本学の職員は、大学という極めて公共性の高い組織の一員であることを念頭におき、公共の福祉と文化の向上に寄与する。

- (1) 公的機関の審議会委員、委員会委員その他の公職への奉仕を求められた場合には、

可能な限り協力する。

- (2) 公職に就くときは、その職務に伴う権限を特定の個人や組織の利益のために使わない。
- (3) 入学試験の実施に際して、公正・適正を確保する。
- (4) 卒業生・学生の保証人及び地域社会の方々等に対し、敬意を持って誠実に対応する。
- (5) 反社会的行為に加担しない。

以上、職員倫理について示したが、本学の職員は、常にこの職員倫理綱領を念頭に置き、任務の遂行をしなければならない。